

個人情報保護基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人東京聖労院（以下「法人」という）が取扱う個人情報の適切な保護のための項目を定め、役員、常勤職員、契約職員、非常勤職員、再雇用職員（以下「従業者」という）、実習生、ボランティア等がその事業内容に応じた個人情報保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、使用する用語の定義を次の各号に定める。

(1)個人情報

生存する個人に関する情報（映像、音声を含む）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む）

②個人識別符号が含まれるもの

(2)個人識別符号

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別表1で定めるものをいう。

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの。

②個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

(3)個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次の各号に該当するもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

②前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの。

(4)個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう

- (5)本人
一定の情報によって識別される、または識別され得る特定の個人をいう。
- (6)代表者
代表者とは法人における理事長をいう。
- (7)個人情報保護管理者
代表者によって、法人内部の者から指名された者で、個人情報マネジメントシステムの実施および運営に関する責任と権限をもつ者をいう。
- (8)個人情報保護責任者
代表者によって指名された者であって、各部門における本規程の実施および運用に関する責任と権限をもつ者をいう。
- (9)個人情報保護監査責任者
代表者によって、法人内部から指名された者であって、公平、かつ、客観的な立場にあり、監査の実施および報告を行う権限をもつ者をいう。
- (10)本人の同意
本人が個人情報の取扱いに関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情報の取扱いについて承諾する意思表示をいう。本人が子ども又は事理を弁識する能力を欠く者の場合は、法定代理人等の同意も得る。
- (11)個人情報保護マネジメントシステム（以下、「PMS」という）
法人が、自ら保有する個人情報を保護するための方針、体制、計画、実施、点検および見直しを含むマネジメントシステムをいう。
- (12)保有個人データ
法人が本人からの個人情報の開示、訂正、削除、利用停止、提供停止の求めの全てに応じる権限を有するものをいう。
- (13)不適合
PMSの内容が、個人情報保護マネジメントシステムの要求事項である JIS Q 15001 を満たしていないこと。また、PMSの運用が、JIS Q 15001 および PMSの内容を満たしていないこと。
- (14)是正処置
検出された不適合の原因を除去し、改善するための措置をいう。
- (15)個人情報保護目的
当社における個人情報保護をおこなう目的および当該目的を達成するために、個別に設定した個人情報保護に関する活動目標。

(適用範囲)

第3条 本規程は、法人で就業する全ての従業員に適用する。

2. 本規程は、コンピュータシステムにより処理されているか否か、および書面に記録されているか否かを問わず、事業の用に供する全ての個人情報に対して適用する。

(個人情報保護方針)

第4条 法人は、次の事項を考慮して、個人情報保護方針を策定する。

- (1) 事業の目的に適切であること
 - (2) 個人情報保護目的を含むか、又は個人情報保護目的の設定のための枠組みを示すこと
 - (3) 個人情報に関連して適用される要求事項を実施すること
 - (4) PMS の継続的改善を実施すること
2. 法人は、次の内容を含み、かつ、法人の個人情報保護の理念を明確に記載した個人情報保護方針を策定する。
- (1) 事業の内容および規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用および提供に関すること（目的外利用を行わないことおよびそのための措置を講じるを含む）
 - (2) 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針およびその他の規範を遵守すること
 - (3) 個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止および是正に関すること
 - (4) 苦情および相談への対応に関すること
 - (5) PMS の継続的改善に関すること
 - (6) 代表者の氏名
 - (7) 制定年月日および最終改訂年月日
 - (8) 個人情報保護方針の内容についての問い合わせ先。
3. 法人は、個人情報保護方針を法人のウェブサイト等に掲示して、一般の者が入手可能な措置を講じる。
4. 法人は、教育等を通じ、従業員に対し、個人情報保護方針を周知する。

第2章 体制

(代表者の責務)

第5条 代表者は、PMSの運用全般においてリーダーシップを発揮する。

2. 代表者は、PMSを確立し、実施し、維持し、かつ改善するために不可欠な資源を用意しなければならない。
3. 代表者は、本規程の内容を理解し実践する能力のある者を、監事を除いた法人内部の者から1名指名し、個人情報保護管理者としての業務を行わせるものとする。
4. 代表者は、本規程の内容を理解し公平、かつ、客観的立場にある者を、監事を除いた法人内部の者から1名指名し、個人情報保護監査責任者としての業務を行わせるものとする。
5. 代表者は、本規程の内容を理解し実践する能力のある者を、監事を除いた法人内部の者から指名し、個人情報保護責任者としての業務を行わせるものとする。

(個人情報保護管理者の責務)

第6条 個人情報保護管理者は、PMSに定められた事項を理解し、遵守するとともに、個人情報の取扱いに従事する者にこれを理解させ、および遵守させるための教育訓練、

- 安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。
2. 個人情報保護管理者は、個人情報保護事務局を法人本部室に置き、統括する。
 3. 個人情報保護管理者は、PMSの見直しおよび改善の基礎として、代表者に、PMSの運用状況を報告する。

(個人情報保護責任者の責務)

第7条 個人情報保護責任者は、PMSを理解し、遵守するとともに、各部門等における個人情報の取得、利用、または提供に従事する者へこれを理解させ、安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

(個人情報保護監査責任者の責務)

第8条 個人情報保護監査責任者は、PMSに定められた事項を理解し、遵守するとともに、定期的にPMSが適切かつ有効に実施されているかを監査し、代表者に報告する責務を負うものとする。

(個人情報保護事務局の責務)

第9条 個人情報保護事務局は、個人情報保護管理者の指示に基づき、PMSの全般的な活動を推進するものとする。

第3章 計画

(個人情報の特定)

- 第10条 法人は、自らの事業の用に供する全ての個人情報を特定しなければならない。
2. 法人は、個人情報の内容、利用目的、取得方法、利用・保管状況等を明らかにし、特定した個人情報のライフサイクルを認識する。
 3. 法人は、前2項を実施するための必要な手順を確立し、維持する。

(法令、国が定める指針その他の規範の遵守)

- 第11条 法人は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を特定し参照できる措置を講じる。
2. 法人は、前項を実施するための必要な手順を確立し、維持する。

(リスクなどの認識、分析および対策)

- 第12条 法人は、第10条で特定した個人情報について、目的外利用を行わないために必要な対策を講じる手順を確立し、維持しなければならない。
2. 法人は、第10条で特定した個人情報について、その取扱いの各局面における次のリスクを認識し、分析する。
 - (1) 個人情報の漏えい、滅失または毀損
 - (2) 関連する法令等に対する違反
 - (3) (1)または(2)により引き起こされる、法人または関係者の経済的な不利益

及び社会的な信用の失墜

- (4)(1)または(2)により引き起こされる、プライバシーの侵害等の本人への影響
3. 法人は、認識したリスクを分析した上で、リスクを回避または軽減するために必要なリスク対策を講じる。
 4. 法人は、前3項を実施するための必要な手順を確立し、維持する。

(内部規程)

第13条 法人は、個人情報保護マネジメントシステムの要求事項である JIS Q 15001 が要求する次の事項について、内部規程を策定し、維持する。

- (1) 個人情報を特定する手順に関する事項 (対応規程：PMS 運営細則第4章)
 - (2) 法令、国が定める指針およびその他の規範の特定、参照および維持に関する事項 (対応規程：PMS 運営細則第5章)
 - (3) 個人情報に関するリスクの認識・分析および対策の手順に関する事項 (対応規程：PMS 運営細則第4章)
 - (4) 事業者の各部門及び階層における個人情報を保護するための権限および責任に関する事項 (対応規程：PMS 運営細則第2章)
 - (5) 緊急事態（個人情報が漏えい、滅失またはき損した場合）への準備および対応に関する事項 (対応規程：PMS 運営細則第3章)
 - (6) 個人情報の取得、利用および提供に関する事項 (対応規程：個人情報取扱細則第1,2,3章)
 - (7) 個人情報の適正管理に関する事項 (対応規程：個人情報安全管理細則、個人情報取扱細則第4,5章)
 - (8) 本人からの開示等などの求めへの対応に関する事項 (対応規程：個人情報取扱細則第6章)
 - (9) 従業者への教育に関する事項 (対応規程：PMS 運営細則第6章)
 - (10) PMS 文書の管理に関する事項 (対応規程：PMS 運営細則第7章)
 - (11) 苦情及び相談への対応に関する事項 (対応規程：個人情報取扱細則第6章)
 - (12) PMS の点検（運用の確認、内部監査）に関する事項 (対応規程：PMS 運営細則第8章)
 - (13) 是正処置及び予防処置に関する事項 (対応規程：PMS 運営細則第9章)
 - (14) マネジメントレビューに関する事項 (対応規程：PMS 運営細則第10章)
 - (15) 内部規程の違反に関する罰則の事項 (対応規程：就業規則)
2. 法人は、内部規定を「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠させなければならない。

(計画策定)

第14条 法人は、個人情報保護目的を達成するために、必要な計画を策定する。

2. 個人情報保護管理者は、年度始めに当該年度のPMS運用計画および内部規程を遵守させるために必要な教育計画を立案し、代表者に提出し、その承認を得る。
3. 個人情報監査責任者は、監査等の計画を前項の年間計画に基づいて文書化し、代表

者に提出し、その承認を得る。

(緊急事態への準備)

- 第15条 法人は、緊急事態を特定する手順および仕組みを法人内に構築しなければならない。
2. 法人は、個人情報漏えい、滅失又はき損が発生した場合に、想定される経済的な不利益および社会的な信用の失墜などのおそれを考慮し、その影響を最小限とするための手順を確立し、維持しなければならない。
 3. 法人は、個人情報の漏えい、滅失又はき損が発生した場合の、内部の連絡体制を確立しなければならない。
 4. 法人は、個人情報の漏えい、滅失又はき損が発生した場合の関係官庁または認定個人情報保護団体への連絡体制を確立しなければならない。
 5. 法人は、個人情報の漏えい、滅失又はき損が発生した場合の関係する本人に対する連絡体制を確立しなければならない。
 6. 法人は、個人情報の漏えい、滅失又はき損が発生した場合に、当事実関係、発生原因および対応策を一般に公表しなければならない。
 7. 法人は、個人情報の漏えい、滅失又はき損が発生した場合に、当事実関係、発生原因および対応策を関係機関に直ちに報告しなければならない。

第4章 実施および運用

第1節 個人情報の取得・利用・提供に関する措置

(適正な取得)

- 第16条 法人は、個人情報を取得するにあたっては、法人の正当な事業の範囲内に限定するとともに、利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

(取得方法の制限)

- 第17条 法人は、個人情報の取得を、適法、かつ、公正な手段によって行うものとする。

(要配慮個人情報の取得、利用および提供の制限)

- 第18条 法人は、次に示す内容を含む個人情報について、これを取得、利用または提供を行ってはならない。
- (1)人種
 - (2)信条
 - (3)社会的身分
 - (4)病歴
 - (5)犯罪の経歴
 - (6)犯罪により害を被った事実
 - (7)別表2に定める記述
2. 要配慮個人情報の取得、利用についての明示的な本人の同意がある場合および次の

いずれかに該当する場合は、前項の規定を適用しない。ただし、本項例外事項に該当するか否かの判断は、個人情報保護管理者の承認を要する。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5)当該要配慮個人情報、法令等により個人情報取扱事業者の義務などの適用除外とされている者及び個人情報保護委員会規則で定めた者によって公開された要配慮個人情報であるとき

(6)本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得又は利用する場合

(7)個人情報保護法 23 条第 5 項各号に掲げる場合

(8)個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する場合を除く。）。

(9)学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得し、利用する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得し、利用する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

3. 要配慮個人情報を第三者提供する場合は、前項の(1)号～(4)号および以下のいずれかに該当する場合を除き書面による本人の同意を必要とする。

(1)個人関連情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、個人関連情報の提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(2)個人関連情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、個人関連情報を学術研究目的で提供する必要があるとき（個人関連情報を提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（個人関連情報取扱事業者と第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(3)第三者が学術研究機関等である場合であって、第三者が個人関連情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（個人関連情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

4. 要配慮個人情報を取り扱うシステムを導入する場合は、「医療情報システムの安全管

理に関するガイドライン」に準拠する。

(本人から直接書面によって取得する場合の措置)

第19条 法人は、本人から個人情報を直接書面により取得する際には、本人に対して、少なくとも、次に示す事項またはそれと同等以上の内容の事項を書面またはこれに代わる方法により通知し、当該情報の取得、利用、または提供に関する同意を得るものとする。

(1) 法人の名称

(2) 法人の個人情報保護管理者の氏名または職名、所属および連絡先

(3) 個人情報の利用目的

(4) 個人情報の提供を行うことが予定される場合の事項

① 第三者に提供する目的

② 提供する個人情報の項目

③ 提供の手段または方法

④ 提供を受ける者の名称または組織の種類および属性

⑤ 個人情報の取扱いに関する契約がある場合はその旨

(5) 個人情報の取扱いの委託を行うことが予定されている場合には、その旨。

(6) 開示等の請求に応じる旨および問合せ窓口

(7) 本人が個人情報を与えることの任意性および当該情報を与えなかった場合に生じる結果

(8) 本人が容易に認識できない方法によって個人情報を取得する場合には、その旨

2. 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合、第20条(直接書面取得以外の方法で取得する場合の措置)第2項第1号から第4号のいずれかに該当する場合は前項の規定を適用しない。ただし、本項例外事項に該当するか否かの判断は、個人情報保護管理者の承認を要する。

(直接書面取得以外の方法で取得する場合の措置)

第20条 法人は、本人から直接書面によって取得する以外の方法で個人情報を取得する場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を、本人等に通知し、または公表しなければならない。

2. 次に示すいずれかに該当する場合は、前項の規定を適用しない。ただし、本項例外事項に該当するか否かの判断は、個人情報保護管理者の承認を要する。

(1) 利用目的を本人等に通知し、または公表することによって本人等または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人等に通知し、または公表することによって法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人等に通知し、または公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用に関する措置)

第21条 法人は、個人情報の利用に当たっては、特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用しなければならない。また、個人情報を利用する場合には、本人の同意の有無に関わらず、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるものを除くことに留意する。

2. 特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得たうえで、再度、第19条（本人から直接書面によって取得する場合の措置）第1項第1号から第6号の内容を通知し、本人の同意を得なければならない。
3. 次に示すいずれかに該当する場合は、前項の規定を適用しない。ただし、本項例外事項に該当するか否かの判断は、個人情報保護管理者の承認を要する。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人等の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のためにとくに必要がある場合であって、本人等の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人等の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5)当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6)学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(本人に連絡または接触する場合の措置)

第22条 法人は、個人情報を利用して本人に連絡または接触する場合には、本人に対して、第19条（本人から直接書面によって取得する場合の措置）第1項第1号から第6号に示す事項またはそれと同等以上の内容の事項、および取得方法を通知し、本人の同意を得なければならない。

2. 次に示すいずれかに該当する場合は、前項の規定を適用しない。ただし、本項例外事項に該当するか否かの判断は、個人情報保護管理者の承認を要する。

(1)第19条（本人から直接書面によって取得する場合の措置）第1項第1号から第6号に示す事項またはそれと同等以上の内容の事項を明示または通知し、既に本人の同意を得ているとき

(2)個人情報の取扱いの全部または一部を委託された場合であって、当該個人情報

を、その利用目的の達成に必要な範囲内で取扱うとき

- (3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供され、個人情報を提供する事業者が、既に、第19条（本人から直接書面によって取得する場合の措置）第1項第1号から第6号に示す事項またはそれと同等以上の内容の事項を明示または通知し、本人の同意を得ている場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取扱うとき
- (4) 個人情報が特定の者との間で共同利用して利用され、共同利用者が、既に第19条（本人から直接書面によって取得する場合の措置）第1項第1号から第6号に示す事項またはそれと同等以上の内容の事項を明示または通知し、本人等の同意を得ている場合であって、次に示す事項またはそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人等に通知し、または本人等が容易に知り得る状態に置いているとき
 - ① 共同して利用すること
 - ② 共同して利用される個人情報の項目
 - ③ 共同して利用する者の範囲
 - ④ 共同して利用する者の利用目的
 - ⑤ 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ⑥ 取得方法
- (5) 取得の状況からみて、利用目的が明らかであると認められ、利用目的等を本人等に明示、通知または公表することなく取得し、当該利用目的の範囲内で個人情報を利用して本人等に連絡または接触するとき
- (6) 第21条(利用に関する措置)第3項第1号から第4号に該当する場合

(提供に関する措置)

第23条 法人は、個人データを提供する場合には、あらかじめ、本人に対して、取得方法および第19条（本人から直接書面によって取得する場合の措置）第1項第1号から第4号の事項またはそれと同等以上の内容の事項を通知し、本人の同意を得なければならない。

2. 次に示すいずれかに該当する場合は、前項の規定を適用しない。ただし、本項例外事項に該当するか否かの判断は、個人情報保護管理者の承認を要する。

- (1) 個人データの直接書面からの取得、本人等へのアクセス時に、第19条（本人から直接書面によって取得する場合の措置）第1項第1号から4号の事項またはそれと同等以上の内容の事項を本人等に明示または通知し、本人等の同意を得ているとき
- (2) 本人等の同意を得ることが困難な場合であって、次に示す事項またはそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人等に通知し、またはそれに代わる同等の措置を講じているとき
 - ① 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 第三者への提供を利用目的とすること

- ③第三者に提供される個人データの項目
- ④第三者への提供の手段または方法
- ⑤本人等の求めに応じて当該本人等が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- ⑥取得方法
- ⑦本人からの請求などを受け付ける方法
- (3) 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員および株主に関する情報であつて、かつ、法令に基づきまたは本人等もしくは当該法人その他の団体自らによって公開または公表された情報を提供する場合であつて、前号で示す事項またはそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人等に通知し、または本人等が容易に知り得る状態に置いているとき
- (4) 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部または一部を委託するとき
- (5) 合併その他の事由による事業の承継に伴つて個人データを提供する場合であつて、承継前の利用目的の範囲内で当該個人データを取扱うとき
- (6) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であつて、次に示す事項またはそれと同等以上の内容の事項を、あらかじめ、本人等に通知し、または本人等が容易に知り得る状態に置いているとき
 - ①共同して利用すること
 - ②共同して利用される個人データの項目
 - ③共同して利用する者の範囲
 - ④共同して利用する者の利用目的
 - ⑤共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ⑥取得方法
- (7) 第21条（利用に関する措置）第3項第1号から第4号のいずれかに該当する場合

（外国にある第三者への提供に関する措置）

第24条 外国にある第三者に個人データを提供する場合は、次に示すいずれかを満たさなければならない。

- (1) あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人同意がある場合。
 - (2) 個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者への提供をする場合。
 - (3) 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として個人情報保護委員会規則で定める国・地域にある第三者への提供をする場合。
2. 第1項第1号によって外国にある第三者に個人データを提供する場合は、あらかじめ法令等の定めるところによって、次に掲げる事項について、当該本人に必要な情

報を提供する。

- (1) 当該外国の名称。
- (2) 当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報。
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報。
- (4) 第1号から第3号に定める事項が特定できない場合、その旨及びその理由。
- (5) 第4号に該当する場合であって、第1号から第3号の事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報。
- (6) 第4号及び第5号に該当する場合について情報提供できない場合には、第4号及び第5号に定める事項に代えて、その旨及びその理由。

3. 第1項第2号 によって外国にある第三者に個人データを提供する場合は、あらかじめ、法令等の定めるところによって、次に掲げる事項について、必要な措置を講じる。

- (1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容について、適切かつ合理的な方法による定期的な確認。
- (2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供の停止。
- (3) 本人の求めを受けた場合には、情報提供することにより当該組織の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、遅滞なく、以下の情報の提供。
 - ①当該第三者による体制の整備の方法
 - ②当該第三者が実施する相当措置の概要
 - ③第1号による確認の頻度及び方法
 - ④当該外国の名称
 - ⑤当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
 - ⑥当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
 - ⑦⑥の支障に関して、第2号により講ずる措置の概要

4. 第3項第3号で、本人の求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対して、遅滞なく、その旨を通知するとともに、その理由を説明する。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第25条 個人データを第三者に提供したとき(第24条による外国にある第三者への提供も含む)は、第18条(要配慮個人情報の取得、利用および提供の制限)第2項第1号から第4号のいずれかに該当する場合、又は次のいずれかに該当する場合を除き、第三者提供に係る記録を速やかに作成しなければならない。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

- (2) 合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを共同利用している場合であって、共同して利用する者の中で、第22条（本人に連絡または接触する場合の措置）第2項第4号に規定する共同利用について契約によって定めているとき。
2. 本人の同意を得て第三者に提供したときは、以下の事項を記録するものとする。
- (1) 本人の同意を得ている旨
 - (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
 - (3) 当該個人情報によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人情報の項目

（第三者提供を受ける際の確認）

第26条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人情報の取得の経緯
2. 前項の規定は、第18条（要配慮個人情報の取得、利用および提供の制限）第2項第1号から第4号、第25条（第三者提供にかかる記録の作成等）第1項第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

（個人関連情報の第三者提供の制限など）

第27条 法人は、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、当該個人関連情報を当該第三者に提供するに際しては、第18条（要配慮個人情報の取得、利用および提供の制限）第2項第1号から第4号、および第3項に該当する場合を除き、あらかじめ、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項について、法令等の定めるところによって、確認を行わなければならない。

- (1) 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、法令等で定めるところによって、以下の①～③に示す事項について、あらかじめ、当該本人に提供されていること。
 - ① 当該外国における個人情報の保護に関する制度。
 - ② 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置。
 - ③ その他当該本人に参考となるべき情報。
2. 個人関連情報を外国にある第三者に提供した場合には、第20条（外国にある第三者への提供の制限）で定めるところによって、当該第三者による相当措置の継

続的な実施を確保するために必要な措置を講じる。

3. 法令等の定めるところによって、以下の事項について、確認の記録を作成、保管する。
 - (1) 第1項の1号で本人の同意を得ている旨。
 - (2) 個人関連情報を提供した（提供を受けた）年月日。
 - (3) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名。
 - (4) 当該個人関連情報の項目。
 - (5) 当該個人関連情報によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項。
 - (6) (第三者への提供にあっては) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）。
 - (7) (提供を受ける場合は) 当該第三者による当該個人関連情報の取得の経緯。

第2節 個人情報の適正管理義務

(個人情報の正確性の確保)

第28条 法人は、個人データを利用目的に応じ、必要かつ可能な範囲内において、正確、かつ、最新の状態で管理しなければならない。

2. 当社は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努める。

(個人情報の安全管理措置)

第29条 法人は、取扱う個人情報保護リスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等）に応じて、以下の安全管理項目に関し、必要、かつ、適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報に対するアクセス権限者の限定
- (2) コンピュータウイルス対策
- (3) 事業所への入退室の管理
- (4) 個人情報が記載された紙文書の管理
- (5) 個人情報を含む電子媒体の管理

(個人情報の秘密保持に関する従業者の責務)

第30条 従業者は、業務上知り得た個人情報および安全管理に関して守秘義務を負い、かつ、PMSに従って個人情報を適切に取扱う義務を負う。

2. 前項の義務は退職した後も継続するものとする。
3. 法人は、従業者に対し前項に関する誓約書の提出を求めるとともに、従業者の監督、教育等必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の委託先の監督)

- 第31条 法人は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合には、委託を受ける者を選定する基準を確立し、十分な個人情報の保護水準を満たしている企業を選定しなければならない。
2. 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託する個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要、かつ、適切な監督を行わなければならない。
 3. 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、次に示す事項を契約によって規定し、十分な個人データの保護水準を担保しなければならない。
 - (1) 委託者および受託者の責任の明確化
 - (2) 個人データの安全管理に関する事項
 - (3) 再委託に関する事項
 - (4) 個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容および頻度
 - (5) 契約内容が遵守されていることを委託者が確認できる事項
 - (6) 契約内容が遵守されなかった場合の措置
 - (7) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
 - (8) 契約終了後の措置
 4. 法人は、当該契約書などの書面を文書取扱規則に定められた保存期限により保管しなければならない。

第3節 個人情報に関する本人の権利

(個人情報に関する権利)

- 第32条 法人は保有個人データについて、本人から利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」という）を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずる。
2. 法人は、第三者提供記録に関して、本人から開示の請求等を受けた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じる。
 3. 前項に関わらず以下の場合は保有個人データとしない。ただし、本項例外事項に該当するか否かの判断は、個人情報保護管理者の承認を要する。
 - (1) 当該個人データ又は当該第三者提供記録の存否が明らかになることによって、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがある場合
 - (2) 当該個人データ又は当該第三者提供記録の存否が明らかになることによって、違法または不当な行為を助長し、誘発するおそれがある場合
 - (3) 当該個人データ又は当該第三者提供記録の存否が明らかになることによって、国の安全が害される恐れ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある場合
 - (4) 当該個人データ又は当該第三者提供記録の存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれがある場合

(開示等の求めに応じる手続き)

第33条 法人は、開示等の求めに応じる手続きとして次の事項を定めなければならない。

- (1)開示等の求めの申し出先
 - (2)開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式
 - (3)開示等の求めをする者が、本人または代理人であることの確認の方法
 - (4)保有個人データの利用目的の通知または保有個人データもしくは第三者提供記録の開示を実施した場合の手数料の徴収方法
2. 法人は、開示等の求めに応じる手続きを定めるに当たっては、本人に過重な負担を課してはならない。
3. 法人は、第1項第4号において手数料を徴収する場合は、実費等を勘案し、合理的な範囲でその額を定めなければならない。

(保有個人データ又は当該第三者提供記録に関する周知等)

第34条 法人は、保有個人データ又は当該第三者提供記録に関し、次の事項を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置く。

- (1)法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2)個人情報保護管理者の氏名または職名、所属および連絡先
- (3)全ての保有個人データの利用目的
- (4)保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先
- (5)認定個人情報保護団体の名称および苦情の解決の申し出先
- (6)開示等の請求等に応じる手続き
- (7)保有個人データの安全管理措置のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

(保有個人データの利用目的の通知)

第35条 法人は、本人から保有個人データの利用目的の通知を求められた場合は、前条により利用目的が本人に知り得る状態に置かれている場合を除き、遅滞なく、これに応じなければならない。

2. 第20条(直接書面取得以外の方法で取得する場合の措置)第2項第1号から第3号のいずれかに該当する場合、または保有個人データの利用目的が明らかな場合は、その旨および理由を遅滞なく本人に通知した上で、前項の規定を適用しない。ただし、本項例外事項に該当するか否かの判断は、個人情報保護管理者の承認を要する。

(保有個人データ又は第三者提供記録の開示)

第36条 法人は、本人等から、当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む）を求められたときは、法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、本人に対し、遅滞なく、電磁的記録の提供も含めて当該本人が指定した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）によって開示する。

2. 前項に関わらず、以下に該当する場合は、開示を要しないものの、その旨および理由を遅滞なく本人に通知しなければならない。ただし、本項例外事項に該当するか否かの判断は、個人情報保護管理者の承認を要する。

(1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

(4) 当該本人が指定した方法について、当該方法による開示が困難であるとして、書面での交付とした場合は、本人に遅滞なくその旨を通知するとともに、理由を説明しなければならない。

(保有個人データの訂正、追加または削除)

第37条 法人は、本人から、保有個人データの内容が事実ではないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加または削除（以下併せて、「訂正等」という）を求められた場合は、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、当該調査の結果に基づいて訂正等の措置を行わなければならない。

2. 法人は、前項に基づいて、訂正等をおこなった場合は、遅滞なくその旨を本人に通知する。

3. 法人は、合理的な理由により訂正等を行わない旨を決定した場合は、その旨および理由を遅滞なく本人に通知する。

(保有個人データの利用または提供の拒否権)

第38条 法人は、本人から保有個人データの利用停止、消去または第三者への提供停止（以下、「利用停止等」という）が求められた場合は、これに応じるとともに、その結果を遅滞なく本人に通知しなければならない。

2. 第36条(保有個人データの開示)第2項第1号から第3号のいずれかに該当する場合は、本人に遅滞なくその旨(理由も含む)を通知した上で、前項の規定を適用しない。ただし、本項例外事項に該当するか否かの判断は、個人情報保護管理者の承認を要する。

第4節 匿名加工情報及び仮名加工情報

(匿名加工情報及び仮名加工情報)

第39条 法人は、匿名加工情報及び仮名加工情報の作成、利用、提供にあたっては法令・ガイドライン等に則った適切な措置を講ずる。

2. 匿名加工情報及び仮名加工情報の作成及び取扱いに係る詳細手順は、取り扱いが発生した場合に定める。

第5節 教育

(教育の実施)

第40条 法人は、従業員の PMS に関する認識の向上を目的に、定期的に適切な教育を行わ

なければならない。

2. 法人は従業者に関連する各部門および階層における次の事項を理解および遵守させるための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。
 - (1) 個人情報保護方針
 - (2) PMSに適合することの重要性および利点
 - (3) PMSに適合するための役割および責任
 - (4) PMSに違反した際に予想される結果
3. 教育の実施は、少なくとも年に1回または必要に応じて実施する。
4. 法人は、教育の計画および実施、結果の報告およびそのレビュー、計画の見直しならびにこれらに伴う記録の保持に関する責任および権限を定める手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。

第6節 苦情および相談

(苦情および相談)

- 第41条 法人は、個人情報の取扱いおよびPMSに関して、本人を含む外部からの苦情および相談を受け付けて、適切、かつ、迅速な対応を行う手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

第7節 文書管理

(PMS文書の範囲)

- 第42条 法人は、PMSの基本となる次の要素を書面で記述しなければならない。
- (1) 個人情報保護方針
 - (2) 内部規程
 - (3) 計画書
 - (4) JIS Q 15001 が要求する記録および法人がPMSを実施する上で必要と判断した記録

(文書管理)

- 第43条 法人は、PMSの運用記録を除いた、JIS Q 15001 が要求するすべての文書を管理するため、次の事項を含む手順を定める。
- (1) 文書の発行及び改訂に関すること
 - (2) 文書の改訂の内容と版数との関連付けを明確にすること
 - (3) 必要な文書が必要なときに容易に参照できること
2. 法人は、本条を実施するための手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。

(記録の管理)

- 第44条 法人は、PMSが適正に運用されていることを実証するために必要な記録を作成し、かつ、維持しなければならない。
2. 法人は、本条を実施するための手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。

ない。

第5章 点検

(運用の確認)

第45条 法人は、PMSが適切に運用されていることが、各部門および階層において定期的に確認されるための手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。

(内部監査)

第46条 法人は、PMSのJISQ15001への適合状況およびその運用状況を事業年度毎に監査し、不適合事項を明確にし、PMSの改善を行う。

2. 代表者は、公平、かつ、客観的な立場にある個人情報監査責任者を法人の内部から指名し、監査の実施および報告を行う責任および権限を他の責任にかかわりなく与え、業務を行わせなければならない。
3. 個人情報保護監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成し、代表者に報告しなければならない。
4. 個人情報保護監査責任者は、監査員の選定および監査の実施においては、監査の客観性および公平性を確保しなければならない。
5. 法人は、監査の計画及び実施、結果の報告並びにこれに伴う記録の保持に関する責任および権限を定める手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。

第6章 是正、見直し

(是正処置)

第47条 法人は、不適合に対する是正処置を確実に実施するための責任および権限を定める手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。

2. 法人は前項を実施する手順に、次の事項を含めなければならない。
 - (1)不適合の内容確認
 - (2)不適合の原因の特定
 - (3)是正処置の立案
 - (4)期限を定め立案された処置の実施
 - (5)実施された是正処置の結果の記録
 - (6)実施された是正処置の有効性のレビュー

(マネジメントレビュー)

第48条 代表者は、個人情報の適切な保護を維持するために、以下の事項を考慮して、定期的に、また必要に応じてPMSの見直しを行い、経営的観点から個人情報保護活動の改善に向けた指示を行う。

- (1)前回までのマネジメントレビューの結果を踏まえた見直しの状況
- (2)PMSに関連する外部及び内部の問題点の変化
- (3)以下の状況を踏まえた、現在のPMSの運用状況の評価
 - ①不適合及び是正処置

- ②確認及び点検の結果
- ③監査結果
- ④個人情報保護目的の達成
- (4)利害関係者からのフィードバック
- (5)リスクアセスメントの結果及びリスク対応計画の状況
- (6)継続的改善の機会

第7章 罰則

(就業規則の適用)

第49条 本規程および本規程に基づいて作成された規程に違反したものは、就業規則に基づき解雇を含む懲戒の対象となる。

付 則

(実施)

第50条 本規程は平成21年6月1日より実施する。

(年度)

第51条 PMSの運用年度は、4月1日から3月31日までとする。

平成21年6月1日 施行

平成22年4月1日 一部改正

平成25年4月1日 一部改正 (平成24年9月10日理事長承認)

平成28年10月1日 一部改正 (平成28年8月3日理事長承認)

令和 2年 1月 1日 一部改正

令和 4年10月1日 一部改正

別表1 (個人識別符号)

定義	対象情報
<p>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの(改正法2条2項1号)</p>	<p>イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列</p> <p>ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌</p> <p>ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様</p> <p>ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化</p> <p>ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様</p> <p>ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状</p> <p>ト 指紋又は掌紋</p>
<p>個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの(改正法2条2項2号)</p>	<p>1 旅券番号</p> <p>2 基礎年金番号</p> <p>3 運転免許証番号</p> <p>4 住民票コード</p> <p>5 個人番号(マイナンバー)</p> <p>6 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号</p> <p>7 後期高齢者医療制度の被保険者証の記号、番号及び保険者番号</p> <p>8 介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号</p> <p>9 健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号</p> <p>10 高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号</p> <p>11 船員保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号</p> <p>12 船員保険の高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号</p> <p>13 旅券番号(日本国政府が発行したもの以外)</p> <p>14 在留カードの番号</p> <p>15 私立学校教職員共済の加入者証の加入者番号</p> <p>16 私立学校教職員共済の高齢受給者証の加入者番号</p> <p>17 国民健康保険の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号</p> <p>18 国家公務員共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号</p> <p>19 国家公務員共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号</p> <p>20 国家公務員共済組合の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号</p> <p>21 地方公務員等共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号</p>

	22 地方公務員等共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
	23 地方公務員等共済組合の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
	24 地方公務員等共済組合の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
	25 雇用保険被保険者証の被保険者番号
	26 特別永住者証明書の番号

別表 2 (要配慮個人情報)

No	対象情報
1	人種
2	信条
3	社会的身分
4	病歴
5	犯罪の経歴
6	犯罪により害を被った事実
7	<p>身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>① 身体障害者福祉法における身体上の障害</p> <p>② 知的障害者福祉法における知的障害</p> <p>③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害（発達障害者支援法における発達障害を含み、②に掲げるものを除く。）</p> <p>④ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律4条1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</p>
8	本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（「医師等」）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（「健康診断等」）の結果
9	健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
10	本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
11	本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと